

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
1	総務部	最適な組織の構築と職員能力の向上	—	成果指標の妥当性検討	成果指標B「人材育成数」を見直す。新たに実施する「職員の長期派遣研修」に関するアンケート調査結果と「県職員研修」に関する満足度調査結果の平均値を成果指標とするよう変更したい。(平成26年度分の評価表から適用。)	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
2	総務部	最適な組織の構築と職員能力の向上	職員の健康管理推進事業費	成果指標の妥当性検討	成果指標Eを追加する。「職員1人当たりの医療費(被扶養者を含む)」を追加し、近似的ではあるが、職員の健康保持増進の現況及び当事業の推進状況を把握することに努める。		世帯としての数値よりも、生活習慣病罹患率など、職員本人の健康度合いを、より明確に把握できる指標を成果指標とするよう検討して欲しい。	生活習慣病の受診率であれば、共済組合本部から提供されるデータで、職員本人分を把握できると考えられるので、改めて検討する。	事業の意図である生活習慣病の予防と早期対応の成果確認ができる指標として、職員本人の生活習慣病罹患率などの採用を検討すること。	生活習慣病の罹患者を把握しておらず、罹患率を成果指標として採用することが難しいため、予防と早期対応の足掛かりとなる受診者の増加を目指し、成果指標Eに「生活習慣病の受診率」を追加する。	了解	○
3	総務部	最適な組織の構築と職員能力の向上	職員の長期派遣研修費	成果指標の妥当性検討	成果指標D「派遣職員の適材適所率」を見直す。派遣研修を終えた職員からアンケートを取り、その平均値を成果指標とするよう見直したい。(平成26年度分～) なお、アンケートの対象職員は、海外、自治体大学校、省庁、民間企業への派遣職員とする(これらに係る派遣経費が本事項の98%超を占めているため。)	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
4	総務部	最適な組織の構築と職員能力の向上	県職員研修事業費	職員階層別研修を適正時期に全員受講可能とすること	県主催の研修以外に適正な代替研修が見込めないため、可能な限り昇任年度の全員の受講を促し、やむを得ず受講できない場合でも翌年度には必ず受講することとしている。		職員研修のうち、階層別の新任研修は昇任後早期に受講することに意義があるので、業務等の都合で受講できない場合には、同じ職位を対象とする民間研修や自治体向けの研修を受講することが望ましい。マネジメント能力の向上が丸1年遅れてしまうのは避けるべき。	まずは、全員の受講を促すこととしたい。研修期間中に受講できない場合の対応については、検討課題としたい。	県主催の階層別新任研修を諸般の事情により受講できなかった場合には、補講の実施や研修資料を用いた自主学习とレポート提出等により、早期に代替研修を受講できるよう検討すること。	全員受講を促すとともに、やむをえず受講できなかった場合には、補講の実施や研修資料を用いた自主学习とレポート提出等により、早期に各階層に求められる能力と資質の向上を図る。	了解	●
5	総務部	最適な組織の構築と職員能力の向上	市町職員研修事業費	研修関連事務の効率化余地を検討すること	県・市町職員の合同研修については、県職員の研修に合わせて市町職員の研修も実施しているものであり、また、市町職員のみを対象とした研修については、愛媛の総合力を発揮する上で県としてもメリットがあるため、研修計画の一部として県のノウハウを活かして実施しているもので、事務の負担は限定的(平成26年度は人数減等により0.3人役)であることから、市町に経費負担を求めるまでの対応は不要と考える。		人事評価制度や業務システム等に関する研修は自治体単位で実施するべきだが、職員の能力向上のための研修は、市町との合同実施が有効である。民間では人材育成や研修に経費を注いでいるが、行政では人材育成経費が増加していない実態を踏まえると、研修所と市町振興協会等とで分担している研修関連の事務運営を市町振興協会等に一本化する方が効率的で効果も高いのではないかと。	市町職員対象の研修実施による市町職員の能力向上を通じて、愛媛県の総合力の向上も期待できる。また、合同研修では、宿泊による人脈形成や意欲の高い市町職員から県職員自身が刺激を受け、モチベーションを上げる機会にもなる。双方の視野が広がるメリットも感じている。各自治体により課題や政策、人事評価が異なるので、運営のすべてを一括化するのには困難と考えるが、事務運営方法の効率化については、市町振興協会や市町の意見も聞きながら検討していきたい。	現在、市町職員研修は、県と市町振興協会などで各々棲み分けして実施しているが、今後更に研修の効率を上げるため、市町や同協会のニーズを調査した上で、現在実施している合同研修の拡充を検討すること。	毎年度実施している市町へのアンケートに加え、市町振興協会にヒアリングした結果、合同研修の拡充を求める意見があったことから、27年度は「県職員研修事業費」で実施するステージアップ研修の市町職員枠を100名増やす等、合同研修の拡充に努める。	了解	●
6	総務部	最適な組織の構築と職員能力の向上	職員こころの健康対策事業費	人件費相当額が適性が確認要請	ご指摘のとおり、精神科医、保健師等嘱託職員に係る報酬については、事業費から支出されていることを踏まえ、当事業の人役については、本庁及びメンタル相談室を設置する5地方機関の正職員のみとし、1.4人役を0.8人役に修正する。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した内容で対応。)	了解		○

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
7	企画振興部	多様な交通体系の整備・充実	「鉄道高速化促進事業費」「愛媛県地域交通活性化推進事業費」「JR予土線利用促進事業費」「市町地域交通活性化支援事業費」「生活バス路線確保対策事業費」	評価内容の加筆修正を行うこと	事業の成果を追加する。事務事業評価表に成果動向を記入し、提出する。	了解 できれば、減少した路線名も記載すること。(南予で〇本減少等でもよい。)	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
8	県民環境部	循環型社会の構築	—	成果指標の妥当性検討	成果指標B「優良リサイクル製品等認定数」を見直す。一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれの最終処分量を減少させることが環境への負荷の軽減を図るものであり、それぞれの処分量を指標にすることが望ましいものの、集計期間等が異なることから、単純に合計することはできないため、「優良リサイクル製品等の認定数」と入れ替え、「産業廃棄物の最終処分量」を成果指標とする。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
9	県民環境部	循環型社会の構築	循環型社会ビジネス振興事業費	最終的なリサイクル製品が完成するまでの助成事業全体の管理方法について	一例として挙げられた木質ペレットに関しては、農林水産部が実施する木質バイオマス利用促進事業を活用して未利用材等の山から工場への運搬費の助成を行っているのに対し、循環型社会推進課で優良リサイクル製品として認定しているペレットは、製材工場で加工される際に発生する木屑をリサイクルした製品であり、二重投資にならないと考えている。今後も、関係部局と協力し合い、支援の整合に努めてまいりたい。	産業廃棄物の削減やリサイクルは大事な仕事だが、間伐材を例にすると、山林からの運搬経費は農林水産関連予算で、製材後のおが屑部分は環境関連予算でそれぞれ補助しており、発生過程で場合分けしているが、全体としては二重構造になっている。リサイクル社会の構築という最終目的を達成するためには、工程ごとの部分補助だけではなく全体的な整合性をどこかで誰かがチェックする必要があるのではないかと。投入する公費を統合して、インパクトのあるやり方を考えてほしい。縦割りの部署が協力して1+1を3にするための工夫が必要である。	本事業は間伐材の有効活用に対して補助しているわけではなく、製材過程で発生した木くずをリサイクルするために補助している。林地残材を活用するための補助と製材後のおが屑をリサイクルするのは異なる考え方になる。最終的な補助金等の管理に関しては、今後の検討課題だと思う。県で見本市への出展結果から見ても、リサイクル製品の普及には課題が多いので、活用が促進されるよう、支援したい。	事業の意図であるリサイクル製品の優先購入と環境ビジネスの振興を実現するため、リサイクル製品製造事業に係る各部局の支援対策を総合的に管理運営する方法を検討すること。	現状では、リサイクルの起点となる廃棄物の再利用アイデアの発掘に努めており、原材料の発生過程を含めた総合的な管理運営をする段階には達していない。リサイクル製品化してからは、えひめ営業本部と協力して販路拡大に取り組むほか、四国4県が連携してリサイクル製品の利用を促進しているところであり、引き続き環境ビジネスの振興を目指して支援方法の検討を続ける。	了解	●	
10	県民環境部	循環型社会の構築	循環型社会ビジネス振興事業費	県内で開発されたリサイクル製品の活用策について	—	庁内のリサイクル製品利用率は向上すべきと考えているのか。県として率先垂範すべきであれば、全庁対応事項として提言することも考えられる。	県関連の土木工事や事務用品については県内産のリサイクル製品を優先活用してほしいと考えている。	リサイクル製品利用率を向上させるため、県実施事業で使用する製品について、可能なものからリサイクル製品へ転換していくこと。【全庁共通】	県庁内で広く使用可能な文具類である、糊モリオの「エコひも君」(再生紙100%の紙ひも)、えひめの木になる紙推進グループの「えひめの木になる紙」(県内間伐材利用のコピー用紙)は、県の共通物品に登録し、公共工事で使用可能な、間伐材を利用した木製型枠「ウッドグッド」「サバイバルウッド」は県工事の仕様で盛り込むなどして利用を促進しているほか、県の環境局関係機関会議で、認定モデルの紹介や優先利用等を依頼するとともに、県内市町にパンフレットを配布し、認定製品の利用促進に努めている。	了解	●	
11	県民環境部	循環型社会の構築	循環型社会ビジネス振興事業費	活動指標と成果指標の変更検討	ご指摘のとおり、項目を訂正したい。活動指標を「優良モデル応募数」に、成果指標を「優良モデル認定数」に変更。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
12	県民環境部	循環型社会の構築	紙産業資源循環促進支援事業費	助成事業の成果公表を通じた説明責任の向上について	紙産業から排出される廃棄物の発生抑制という事業目的を踏まえると、県全体の産業廃棄物の最終処分量では成果指標が大きすぎるといふ指摘であるが、紙産業界のみの最終処分量の数値はないため、その他指標として適当なものがないか、紙パルプ工業会と協議のうえ、検討してまいりたい。	3,000万円もの予算が投入されており、経費補助した結果が成果として表れない場合には、この事業は不要と判断しないといけない。支援を受けた研究や事業を蓄積して業界全体として生産量あたりの産廃排出量の改善を図る方向での指標を設定し、説明責任を果たすべき。	—	公費投入により得られた成果を確認する必要があるため、指標として廃棄物削減効果を示せない場合には、事業見直しを検討すること。	業界全体の産業廃棄物(製紙スラッジ焼却灰)処分量と、生産数量の割合を成果指標として採用し、公表する。	了解		○
13	県民環境部	循環型社会の構築	紙産業資源循環促進支援事業費	公費を投入した研究・開発成果の公表方法の見直しについて	紙パルプ工業会はホームページにより、研究概要を公表している。県でもホームページで公表する方向で検討する。	紙パルプ工業会を通じた補助事業であっても、公費を投入する以上は成果を公表するべきであるが、HPを確認したところ、紙パルプ工業会の公表は研究テーマと一部の内容に限られている。県としては、補助事業が県民のためになっていると分かる形で公表することが求められる。特殊な専門用語ではなく、一般県民が閲覧する前提での、わかりやすい公表に向けて工夫が必要。	現時点では、紙パルプ工業会でも研究内容としての公表であり、成果までは公表していないため、県での公表については今後検討していきたい。	説明責任の向上のため、研究・開発に関する助成事業の成果を県民にもわかりやすく公表すること。	事業実績報告の際に、一般県民向けに具体的でわかりやすい内容の報告書を別途作成し、その内容を工業会、及び県ホームページ上において、公表することとする。	了解	●	
14	県民環境部	循環型社会の構築	産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費	助成事業の成果公表を通じた説明責任の向上について	成果指標Dに計上した再資源化システムは「廃棄物を活用した熱回収システムの研究開発事業」である。従来の廃棄物を焼却するだけの方式に対し、本事業の熱回収システムでは18.9%の発電効率となった。これにより、288kwの発電量が見込まれ、試算すると、約183万円/月のメリットがある。普及に関しては、熱回収を行う焼却施設であり、導入は容易ではないが、今後普及していくことで新たな廃棄物処理業の活性化が期待できる。	非常にいいシステムだが、一般県民がこの内容を確認することができないのは残念。私企業の研究開発・設備等の投資に対する補助もあり、適切な公表を通じて普及促進を図る必要があると考える。	事業について、産廃協会が定期的に発行する会報等で研究の取り組みを公表している。	再資源化システムの事業化促進が目的であれば、私企業が導入した熱回収システムの設計・開発費に対する補助であっても、県民に対する適切な成果公表を進めること。	No.13と同じ (事業実績報告の際に、一般県民向けに具体的でわかりやすい内容の報告書を別途作成し、その内容を工業会、及び県ホームページ上において、公表することとする。)	了解	●	
15	県民環境部	循環型社会の構築	優良産業廃棄物処理業者育成事業費	助成事業(会計処理ソフト導入経費補助)の必要性検討	資源循環促進税の特別徴収義務者である産業廃棄物最終処分場業者が、本来の納税義務者である排出事業者等から税金を代わって預かり、県に納入することとなるため、会計処理のIT化により、財務管理や資源循環促進税に係る税額計算、税務申告等の適正性を確保することが必要不可欠である。このため、助成対象の会計ソフトには、資源循環促進税の税額計算等ができる機能をつけることとなっている。	一般の業者でも税務申告をするのは当たり前なのに、資源循環促進税のみ税務申告に必要な会計ソフト導入について補助するのは県民感覚と異なる。資源循環促進税の特別徴収義務者へは、徴収・納税の対価として交付金を支払っているため、会計ソフト導入まで支援する必要はないと考える。	県がシステムを限定しているわけではないが税額計算ができる会計ソフトを導入するよう指導している。(補足)特別徴収義務者への助成に加えて、H23年度から運用開始された優良産業廃棄物処理業者認定制度の基準(①適法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェストの加入、⑤財務体質の健全性)を満たす業者の育成も目指している。	資源循環促進税の特別徴収義務者へは、徴収・納税の対価として交付金を支払っているため、税務申告に必要な会計ソフト導入への補助は見直すこと。	会計処理ソフト導入への補助は廃止する。(△1,000千円)	了解	●	
16	県民環境部	循環型社会の構築	優良産業廃棄物処理業者育成事業費	低公害車導入促進のための実施手法の見直し検討	国が定めた環境配慮契約の対象に「産業廃棄物の処理を委託する際には「低燃費・低排出ガス車の導入割合」等、温室効果ガス等の排出削減に関する取組状況の評価を考慮することとなり、環境負荷への配慮をより一層重視した産業廃棄物収集運搬業者を育成する必要があるので、収集運搬車両に限定して補助するもの。	低公害車の導入を促進するとしても、価格差補助ではなく無利子融資により導入を進める方法もある。	一般車両とハイブリッド車の価格差補助であり、25年度の実績は1台のみ。民間企業の設備投資になるので買い替えのタイミングが難しかった。価格が高割に補助率が低いので導入が進まないとの意見を聞いている。	低公害車への切り替えは高額な支出ではあるが、ランニングコストの軽減により最終的に従来車と同程度の負担となることを踏まえ、価格差補助による実施を見直し、例えば無利子融資等、他の方法での導入促進についても検討すること。	低公害車への切り替え助成は引き続き検討中である。25～27年度の補助実績や処理業者等からの要望を踏まえて対応していく予定。	了解	●	

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
17	県民環境部	循環型社会の構築	産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費	産業廃棄物不法投棄の減少のための手段の適正化について	産業廃棄物の不法投棄等監視指導では、平成25年度においては、職員及び指導員のべ活動日数1,426日に対し、不法投棄事業の発見数78件であり、発見方法別では、巡回55件 電話通報23件である。	一般県民の方が視野が広いので、県民の協力を得て不法投棄の発見効果を高める工夫があると思う。また、コスト全体で考えると事業費と人件費で2,500万円となるが、不法投棄者から得た罰金等からコスト回収できるよう、条例の制定を検討すべきではないか。	不法投棄を発見した県民からは、電話で状況を聞き、必要に応じて市町と協力しながら現場確認を行っている。撤去は、投棄者が判明していれば期限を示しての指導がメインとなるが、状況によっては警察にも連絡している。なお、法律では、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(法人は3億円まで加重)が規定されており、法としての罰則がある中で県が上乗せできるか慎重に検討する必要がある。ご意見としてお聞きしたい。	産業廃棄物の不法投棄対策に必要なコストを違反者から回収するための条例化の可能性を検討すること。	廃棄物処理法において不法投棄の罰則(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人に対して3億円以下の罰金)が規定されており、全国一律の規制があることから、現時点での条例化は難しい。	了解	●	
18	保健福祉部	高齢者にやさしい福祉社会づくり	【施策】:高齢者にやさしい福祉社会づくり	成果指標の妥当性検討	成果指標A「在宅介護研修センターが行う研修への参加者数」、B「百歳長寿者訪問数」を見直す。高齢者が自立して健康で活動的に生活している状況を示す、「要介護を受けていない人の割合」と「生きがいをを持って生活している高齢者の割合」を成果指標にすることとした。なお、「生きがいをを持って生活している高齢者の割合」は、今年度、各市町が調査結果を取りまとめることになっているため、公表後の27年度予算施策評価表から、成果指標として採用したい。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
19	保健福祉部	高齢者にやさしい福祉社会づくり	愛媛県老人クラブ大会補助金	評価内容の加筆修正を行うこと	成果動向D「老人クラブ大会参加者数」が横ばいとなっている理由等を記載し、事務事業評価表を差し替える。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
20	保健福祉部	高齢者にやさしい福祉社会づくり	老人クラブ育成指導費	高齢者の社会参加促進のための実施手法の見直し検討	老人クラブは、高齢者の中核組織として、楽しみや生きがいを感ずる活動や居場所づくりを通じて、高齢者の社会参加や地域への貢献活動などを展開しているところであり、老人福祉法で老人クラブへの地方公共団体の援助が規定されるなど、老人クラブは、会員数の多寡にかかわらず老人の福祉において重要な役割を担っている。また、平成26年の介護保険改革により、生活支援・介護予防サービスにおいて、多様な提供主体が求められ、老人クラブもその提供主体の役割を担うことが期待されることである。ついで、引き続き、老人クラブの援助を行い、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進める。	老人クラブ会員数の減少幅は抑制できているが、伊方町以外はほぼマイナス傾向が続く中で、老人クラブが介護予防サービスの提供主体となることを、県の方針として市町にも推奨する姿勢と捉えていいのか。また、県から老人クラブに対して、改正介護保険法の説明会を開催しているのか。なお、老人クラブが介護保険サービスの提供者となる場合、市町の補助金獲得も可能であり、他のNPO法人との格差が生じる懸念があるかどうか。	老人クラブへの加入率は、高齢者自身の価値観の変化を背景に低下傾向にある。一方で、介護保険法の改正により、老人クラブが要支援者への生活支援サービスの提供主体の一つになることができるようになるため、市町に対しては、老人クラブを生活支援サービスの担い手の一つとして活用することを検討いただき、老人クラブの社会参加活動の支援に取り組みたいと考えている。現段階では、各市町が具体的な方向を決めていないので、説明会は開催していないが、今後、各市町が新しい総合事業への移行を検討する際には、市町の動向等も踏まえ、県の方針を決めたいと思う。なお、老人クラブによる介護予防サービス提供が本格化していけば、老人クラブに対する補助金の在り方も見直していきたい。	老人クラブの加入率及び加入者数ともに減少傾向にあるにもかかわらず、生活支援・介護予防サービスの受け皿として高齢者の社会参加を促進するのであれば、実際に成果が上がるよう市町及び団体に対する説明を検討すること。	生活支援サービス等の有力な担い手としての老人クラブの役割について、今後、地域支援事業の説明会や情報交換の場を通じて周知することを検討している。	了解	●	
21	保健福祉部	高齢者にやさしい福祉社会づくり	老人クラブ育成指導費	成果指標選択理由等の修正	事業の評価理由については、老人クラブへの補助として表現を修正し、事務事業評価表を差し替える。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した内容で対応。)	了解		○

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
22	保健福祉部	高齢者にやさしい福祉社会づくり	明るい長寿社会づくり推進事業費	活動指標の妥当性検討	高齢者相談事業における相談件数は3年平均で140件程度であるが、近年、高齢者虐待に関する相談が見られ、解決につながった事例もあり、相談窓口は有効に機能していると考ええる。 また、高齢者大学の入学時の競争倍率は、H24が1.0倍、H25が1.3倍、H26が1.3倍程度であることから、定員を増やす必要はないと考える。	活動指標のBは、相談実施回数から相談の実施件数を記載するよう変更してほしい。 県民にとって、複数の相談チャンネルが用意されているため、各相談機関が事例を共有して困りごとを解決できる仕組みを整備してほしい。	—	活動指標Bに高齢者相談の相談可能日数を用いているが、利用状況を表すため、実際の相談件数に変更すること。 また、県と市町が複層的に高齢者相談事業を実施しているため、相談ケースの情報共有を図るなど、市町との連携の強化を検討すること。	活動指標Bについては、実際の相談件数に変更する。 高齢者相談センターが受け付ける一般相談については、適宜、関係機関に繋ぐなど市町とも連携を図っているが、今後は、相談の概要を、市町へ情報提供することを検討したい。	了解	○	
23	保健福祉部	高齢者にやさしい福祉社会づくり	老人週間事業費	敬老意識の高揚、啓発のための実施手法の見直し検討	指定管理者制度導入前で各施設が県直営の時には、65歳以上の高齢者に対して、利用料軽減サービスを行う施設もあった。指定管理者導入後は民間の収入、収益に係ることもあるため、廃止した施設が多い。年間を通じての提案は困難であると思うが、老人週間に絞って実施するというのは、検討できるかもしれないので、参考にさせていただきたい。	老人週間だけでも県有施設における高齢者の優待制度を復活することや、老人ターゲットにする事業所からのスポンサー提供について、担当課としての積極的な提案はあるか。	ある企業で意見を聞いたところ、広く高齢者を対象とする事業への企業からの資金提供等は現時点では難しいとのことだった。	キャンペーン事業の効果を上げる観点から、老人週間等県主催のキャンペーン期間中に対象者が県有施設を優待利用できる仕組みを検討すること。【全庁共通】	(各県有施設に対して現状を調査したところ、ほとんどの施設で優待制度を存続していることが判明したことから。)各指定管理者と連携して、周知に努めたい。	了解	●	
24	保健福祉部	高齢者にやさしい福祉社会づくり	老人週間事業費	100歳長寿祝いを県事業として実施する必要性の検討	各市町の長寿祝い贈呈は、内子町以外の19市町で実施されているが、基準は独自で、ダイヤモンド婚、米寿など様々である。	—	—	100歳の長寿祝い贈呈は、ほとんどの市町及び総理大臣からの祝賀と重複していると考えられるため、県実施の必要性を改めて検討すること。	県実施の必要性については、市町の意向を調査したうえで、事務負担の軽減の観点も併せて事業内容の見直しを検討する。	了解	●	
25	経済労働部	戦略的な海外展開の促進	松山港定期貨物航路振興事業費	成果指標の妥当性検討及び航路振興の実施手法の見直し検討	成果指標D「コンテナ取扱数量」を見直す。松山港の取扱貨物量の増加を目的とした事業であることを明確にするため、成果指標を「補助により増加したコンテナ数」とする。	了解	インセンティブ補助金については、国からも見直しを求められており、地域で自発的に行っている制度ではあるが、来年度に向けて見直しを検討している。今後、知恵を絞りながら、荷主等に喜んでもらえるような新しい制度にしたいと思っている。	新規顧客等への貨物コンテナ輸送費補助は、インセンティブ効果が小さいと考えられるため、より有効な手法を検討すること。	限られた事業費をより効果的に執行するため、これまでの補助を見直し、トランシップ貨物(目的港までの途中中港で別の船舶に積み替えされる貨物。)を除くダイレクト貨物に補助対象を変更することとした。	了解	●	
26	経済労働部	戦略的な海外展開の促進	海外経済交流推進事業費	成果指標の妥当性検討	成果指標D「国際取引実施企業数」を見直す。成果指標が予算施策と同じである等の指摘を受け、「フェア、展示会、商談会等、経済交流関連事業に新規に参加した企業数」を成果指標Dとする。 また、「諸外国との間で合意した事項数」を成果指標Eとして追加する。	了解	—	—	(第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解	○	
27	経済労働部	戦略的な海外展開の促進	ジェットロ・愛媛産業国際化センター運営費	成果指標の妥当性検討	成果指標D「国際取引実施企業数」を見直す。成果指標が予算施策と同じである等の指摘を受け、「相談した結果、問題が解決した割合」を成果指標とする。	了解	—	—	(第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解	○	

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
28	経済労働部	戦略的な海外展開の促進	東アジア営業戦略強化事業費	海外市場の成長活力を生かした県内産業の振興のための実施手法の検討	—	実際に海外展開に取り組んでいる企業がまだ少数であることから、海外への営業活動に対して距離感を感じている県内企業へのファーストステップ支援が必要ではないか。貿易や海外展開のスキルがあればやってみたい企業は増えており、県外の事例では大企業からの派遣職員の力を得て海外展開にチャレンジする中小企業も出てきている。成功事例の紹介や、啓もう活動ができれば、輸出や海外展開について目が向くと思うかどうか。	以前は海外展開に慎重な企業が大半だったが、知事の積極的な姿勢もあり、多くの中小企業が海外市場を意識するようになってきた。少子高齢化で国内市場が縮小する中、経営者が危機意識を持って取り組み、輸出のウェイトを上げている中小零細企業は増えている。まだまだ掘り起こし切れていない面もあるので、努力していきたい。	実際に海外展開に取り組む県内企業を増やすため、中小企業が海外展開に着手できるよう、経営者への説明や人材育成支援等の手法を検討すること。	ジェトロ愛媛貿易情報センターで実施している、県内企業向けのセミナーや個別企業への訪問、商談会の開催等、海外取引に係る人材育成支援を充実させたい(ジェトロ愛媛貿易情報センター等運営費)。	了解	●	
29	農林水産部	森林の保全・整備	県有林経営事業特別会計繰出金	県有林の経営収支改善のための事務コストの検討	繰出先である特別会計の収支状況を表すため、追加資料として、県有林経営事業特別会計収支実績表及び1m3当り木材生産収支実績表(搬出間伐)を提出。	経費のうち、人件費は固定化しているが、単年度収支の赤字は縮小していることがわかる。民間等へ経営委託が可能な森林だけでも市場化テストを検討して人件費を含む事務コストを削減してはどうか。	高知県では、提案型森林経営方式での長期委託経営を導入し、経営改善に取り組んでいるが、本県では単年度契約しか実績がないので、長期提案型経営委託の利点も研究したい。	現在の木材価格を反映した県有林経営計画に見直しとすることで、収支改善に有効であれば、森林経営の委託を検討すること。	不採算林の無償解約による経営のスリム化など、県有林経営計画の見直しを進めている。森林経営の民間委託については、県営林が県下に分散していることや、不採算林を引き受ける事業者がないことなどから、現時点の課題を踏まえ、今後の可能性を引き続き検討する。	了解	●	
30	農林水産部	森林の保全・整備	県有林経営事業特別会計繰出金	評価内容の加筆修正を行うこと	事業の評価理由の記載がないとの指摘を受け、事業の最終目標及び成果動向を記載する。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
31	農林水産部	森林の保全・整備	県民参加の森林づくり公募事業費	県民参加の森林づくりを具体化するための採択基準等の見直し検討	県民等から応募のあった事業内容が不明であるとの指摘を受け、資料として、平成25年度県民活動提案公募事業一覧、平成25年度市町提案公募事業一覧を提出。他県における森林環境税の導入状況を確認したいという指摘により資料を提出。	県民活動提案公募事業の採択結果では、事業内容の重複が見られる。審査の視点を示してほしい。 森林環境税を導入している各県と比較すると、最多税率帯(5%)より若干高い(7%)が、税率の見直しは検討しているのか。また、税の活用目的である、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」のいずれを重視するのか。税の用途に関する県民ニーズは把握できているか。	県民活動提案公募事業では、公平性や公共性を重視したうえで、予算の範囲内で採択している。また、継続的に実施することで、より大きな成果が見込まれる事業については、周知対象や参加者の拡大を条件に連続申請を認めている。 森林環境税は、来年度以降も継続を目指しており、現在(H26.9.1時点)パブリックコメントの期間中でもあることから、県民の意見を踏まえて検討していきたい。 税金活用の主眼は、森をつくる活動であり、55対35対10で振り分けているが、県民アンケートでも、森をつくる活動を重要視してほしいとの意見が多いので、今後の見直しも検討していきたい。	事業実績を見ると、予算の規模や採択件数が増減しても、成果指標である公募事業への参加者数はあまり変動しないことから、参加動員人数や森林整備への貢献度に応じて採択する方法を検討すること。 また、基金の配賦割合を見直し、森をつくる活動を最重視してほしいという県民ニーズへの対応を検討すること。	公募事業については、採択の審査において、参加人数や、森林整備への貢献度をふまえ、検討することとした。 (△3,000千円) 基金の配賦割合を次のとおり見直した。 「森をつくる」 55%→60% 「木をつかう」 35%→30% 「森とくらす」 10%→10%	了解	●	
32	土木部	建設業者の育成・再生支援	—	成果指標の妥当性検討	—	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
33	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設業振興資金貸付金	事業継続の妥当性を検討	近年の利用実績の減少に鑑み、財政当局と協議のうえ、預託額(予算額)の縮小を検討する。	了解	—	—	予算額を20,000千円に縮小した。(△20,000千円)	了解	●	
34	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設業振興資金貸付金	県工事の適正な施工を確保するための資金調達支援方法の見直し検討	資金調達の直接的なサポート手段としては、建設業者が金融機関から運転資金を借り入れた際に助成する利子補給が考えられる。しかしながら、つなぎ資金目的の借入れへの助成は、例えば設備投資等を促進するために借入金助成を行うといったものに比べて政策誘導的な主張が弱く、緊縮財政の折、県民や財政当局の理解が得られにくい。	資金の調達が難しい事例等を把握したうえで、建設業者がもっと民間資金を活用できるよう、実態を調査して課題を踏まえた手法を検討する時期にきている。運転資金の調達実態をヒアリングしてアイデアを出してほしい。	ご意見を踏まえて検討したい。	県工事の適正な施工を図るため、建設業者の運転資金確保について、本制度導入時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、他部局(経済労働部)の融資制度や民間資金も含め、利便性向上や活用促進が図られる取組みを検討してほしい。	本貸付金については利用実績に応じて予算額を縮小し、引き続き利用促進に努めるとともに、国や他部局(経済労働部)の融資制度についても積極的に周知を行い、建設工事の円滑な施工と建設業者の経営基盤の強化を図る。	了解	●	
35	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設業振興資金貸付金	活動指標の妥当性検討	活動指標A「指定金融機関への預託金額」を見直す。 活動指標を「預託額」ではなく、「建設業者向け事業説明会開催回数」と「県・市町契約担当者向け事業説明会開催回数」の二つに変える。 これらは、それぞれ受注者、発注者に広く周知を行うことで、融資制度利用の促進を図ろうとするものである。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
36	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設業BCP推進事業費	成果指標の妥当性検討	成果指標D「建設業BCP認定業者数(新規・更新)」を見直す。現在の成果指標は、評価時点の認定対象会社による成果指標となっていないことから、AB等級業者の認定数による認定率へ見直す。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
37	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設業BCP推進事業費	活動指標の追加検討	活動指標として、地方局・支局単位で管内業者へ普及し審査している状況が把握できる各審査部会の開催回数をB欄へ追加する。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
38	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設産業再生支援情報発信事業費	建設業の現状と施策の効果等に関するアンケート調査の結果を提供	県民ニーズを把握する資料としてアンケート内容を確認したいという指摘を受け、「地域建設産業の在り方検討委員会(愛媛県)報告書(H16.2月)/(一財)建設業情報管理センター(ほか)で利用したアンケート調査票及び調査結果を提出する。	前回アンケートとの比較で周知度や利用率が横ばいであることから、その理由を分析すれば、県の事業を有効に実施できるよう改善できるのではないか。 例えば県工事入札参加業者約1,500業者に、メールマガジンの登録は、約530業者で推移しているが、入札参加資格を有する業者すべてに義務付けられ、県工事実施業者のレベル向上が図られ、県民の利益につながるかと考えられる。また、アンケートの結果では、廃業、事業継承を考えている業者も相当数あり、零細事業所ほど情報を必要としているにもかかわらず、行き届いていない可能性がある。業者に負担をかけるわけではないので、なるべく広範囲に情報発信する意味でも、入札資格がある業者には、メルマガを強制するぐらいの対応でもいいのではないか。	(一財)建設業情報管理センター等がアンケートを実施したため、詳細に関しては、今後分析して事業に生かしていきたい。 支援制度について、利用可能な事業をパッケージで情報発信しているが、まだ十分に制度周知ができていない部分があると感じている。建設業者に直接情報を伝える機会が少ないが、例えば26年度は四国地方整備局と共催で経営革新セミナーを開催するので、事業の内容をPRする等、機会を捉えて情報発信に取り組みたい。 メールマガジンについては、入札参加業者には小規模事業所も相当数あることから、一律にメルマガ登録を義務付けることは難しいと考えるが、登録が進むよう検討していきたい。	アンケート実施団体の分析でも触れられているとおり、行政の支援策の活用のため、情報発信の充実が必要である。メールマガジンの積極活用により、相談窓口やアドバイザー派遣制度の周知を図るよう検討すること。	県工事の入札参加申請を行った全ての県内業者に対しメールマガジンを配信し、情報発信の取組みを一層強化する。	了解	●	
39	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設産業経営革新等助成事業費	建設業者の実態に応じた助成内容の拡充余地等について	建設業者は、社会資本の整備や災害時の対応等、安全・安心な地域づくりの担い手であることから、土木部においては、建設産業の再生支援という観点から、建設業に経営の軸足を置き、新分野への進出や経営改善等で体質を強化する取組みを支援していきたいと考えている。なお、事業承継や事業再生への支援を含め総合的な中小企業支援施策は経済労働部で実施しており、本事業の中では行わない。	建設産業再生支援情報発信では、対象を建設業に特化していると回答しているため、ケースに応じて別の所管部の話だという考え方には感心しない。 アンケート結果では、建設業者の中でも本業強化と廃業検討とに考え方が二極化しているため、県支援の方向性も再検討したほうがいいと思う。	建設業者の相談内容に応じて、他部局と連携してサポートしている。 新分野進出先の業種によって専門セクションがあるので、縦割りだけでなく必要に応じて連携する姿勢を大事にし、業者の立場を尊重しながら相談を受けていきたい。 また、廃業支援は実施していないが、現在でも企業再編、企業連携への取組に関する事業は助成対象としているので、ニーズも踏まえ内容のリニューアルをしていきたい。	アンケート結果では、建設業者間でも本業強化と廃業検討とに回答が二極化しているため、廃業も含めて事業縮小を検討している業者に対しては、他部局(経済労働部)とも連携したきめ細やかな支援のあり方を検討すること。	廃業や事業承継も含めた中小企業向け施策についても、経済団体や県の所管部局と十分連携を図り、きめ細かな情報発信や相談業務に取り組んでいく。	了解	●	
40	土木部	建設業者の育成・再生支援	建設産業経営革新等助成事業費	経営革新に関する事業の活用方法について	今年度のアクションプログラムの見直しの中で、業界のニーズ等も踏まえ、支援メニュー等を再検討することとしている。建設業者においては、中・長期的な視点に立って、建設業の持つノウハウや技術力を活かして経営革新に取り組みが必要である。県としても助成事業を継続しつつ、好取組事例の情報発信等による気運の醸成や、専門アドバイザーによる支援を積極的に展開し、経営と技術に優れた優良な建設業者を育成したいと考えている。	利用実績が少ない事業を縮小して他の事業で有効活用する方向で進めるのか、予算を確保したまま事業の幅を拡充するのか、2つの方向が考えられるが、どちらにしろ予算の有効活用を検討するべきではないか。 支援メニューの拡大を見送るのであれば、予算の有効活用の観点から、好景気の間は予算を縮小して、不景気になったら増額するなど、無駄のない使い方を検討してほしい。	国の施策展開も踏まえ、助成内容を検討する必要があると考えている。 助成事業を継続するのかアドバイザー派遣を強化するのか、方向性の検討を要するが、建設業への何らかのサポートは必要と考えている。助成制度のPRも強化する余地がある。 なお、本事業に関しては、現在(H26.8.27)、経済労働部で3次募集を行っているため、その状況も含めて検討したい。 (※3次募集はH26.9.19で締め切ったが、年度内は、随時に応募を受け付ける予定。)	予算額と比べて助成制度の活用が図られていないため、アンケートの結果を踏まえて助成内容を拡充するか、予算額を縮小して他の事業で有効に活用するか検討すること。	現行の支援メニューでも、インフラメンテナンス分野への進出など新たなニーズへの対応も十分可能であることから、助成事業の予算額を縮小(30,000千円→16,000千円)はするが、引き続き積極的な活用を図っていく。 なお、27年度から「建設産業再生支援情報発信事業」と「建設産業経営革新等助成事業」を「建設産業活性化推進事業」に統合し、効率的な事業実施を図る。	了解	●	
41	土木部	建設業者の育成・再生支援	「建設産業再生支援情報発信事業費」、「建設産業経営革新等助成事業費」	評価理由欄記載内容の見直し検討	両事業ともに事業の評価が同じであり、説明責任の向上を図るためにも記載内容を見直すべきとの指摘を受け、別添「事務事業評価票」とおり事業ごとに有効性、効率性等を評価した内容に修正する。	了解	—	—	(第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解	○	

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
42	えひめ国体推進局	えひめ国体・障害者スポーツ大会への着実な対応	【施策】:国民体育大会への着実な対応	成果指標の妥当性検討	成果指標A「会場の内定」を見直す。成果指標は両大会の開催準備総合計画における各分野ごとに実施する項目(実行委員会の設立、ダンス、企業協賛基本計画の策定等)の数とする。国民体育大会準備費及び第17回全国障害者スポーツ大会準備費の成果指標についても両大会における各分野ごとに実施する項目数とする。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
43	えひめ国体推進局	えひめ国体・障害者スポーツ大会への着実な対応	【施策】:国民体育大会への着実な対応	成果指標の妥当性検討	成果指標B「競技役員等延養成(資格取得)人数」をフローからストックに切り替える。初期の段階では総養成数が少ないため、年度ごとの養成目標数に対する養成数を指標としたが、総養成数が最終目標数の50%近くまで養成が進んだことから、事業の進捗率である最終目標数に対する総養成数を今後の指標とする。	了解 進捗率は45%だが大会までに間に合いそうか。	資格の種類や困難さが異なるため、進行具合がまちまちだが、本番までには養成できる。	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
44	教育委員会	生涯学習の推進	【施策】:生涯学習の推進	成果指標の妥当性検討	成果指標A「生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館及び県立図書館の年間利用者数」の見直しを検討する。県では生涯学習の推進に向けた様々な取組みを総合的かつ計画的に進めるため「愛媛県生涯学習推進計画」を策定しており、現在の計画策定に際しH22.6月に3,651人の県民を対象に「生涯学習に関するアンケート」を実施し、生涯学習に取り組む県民の割合や意識について回答を得ている。 これらのデータは多様な施策の総合的な評価として、毎年ではなくある程度長い期間の区切りで把握することが適していると考えており、現計画を見直す際には、前回同様の調査を行い、計画を総合評価した上で次期計画の策定に役立てて参りたい。 なお、同様の計画を策定している市町は宇和島市のみであり、同様の情報を既存の調査で把握するのは困難であるが、簡易でコストがかからない手法で調査ができるのであれば活用を検討したいと考えるため、行革分権課が26年度から導入しているオンラインアンケートを活用した指標把握のための調査を試験的に行ってみたい。 ただし、オンラインアンケートの結果には不安要素もあることから、指標としての採用の可否は、結果を確認した上で判断したい。	確かに、オンラインアンケートは回答者の層が偏る可能性があるが、県として何を目標しているかが明確にわかる指標を採用しないという説明責任を果たせない。生涯学習推進計画が宇和島市にしかないとのことだが、県民全体が生涯学習に取り組むことが目標であれば、生涯学習推進計画策定時の調査結果は初期値としてこれまでの成果欄に記入した上で、県内各市町の生涯学習施設の利用者数を指標に用いることも一案である。成果指標については、再度検討して現実的な指標を採用していただきたい。	今後のサブ指標として何を取ればいいのかは検討していきたい。	県民全体の生涯学習の推進を目標としているため、市町の生涯学習施設の利用者数なども集約して成果指標として管理できるように検討すること。	県内の生涯学習関連施設(公民館、図書館、登録博物館及び博物館登録施設、県生涯学習センター、青少年ふれあいセンター)における利用者数から、県民による生涯学習への参加状況を把握する。	了解		○

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
45	教育委員会	生涯学習の推進	婦人社会奉仕活動推進事業委託費	地域の社会奉仕活動推進を連合婦人会へ委託する必要性について	社会教育に関する事業を行っている社会教育関係団体のうち、基本方針や重点目標に地域社会の福祉増進や社会奉仕活動を掲げているのは、連合婦人会とボーイスカウト県連盟、ガールスカウト県連盟であり、この中で会員数も多く、地域に密接にかかわり継続的に活動をしている連合婦人会を委託先としている。	委託方式とはいえ、様々な団体の中でも婦人会が実施する奉仕活動にだけ助成することには疑問がある。 また、委託契約書や仕様書に定める事業を委託できる団体として連合婦人会を選んでいる部分と、単位婦人会が業務を分担する部分とが分かるよう、明確に記載するべき。	婦人会以外にも多様な団体による奉仕活動を認識しているが、県下全般に幅広い分野において活動する団体として今のところは婦人会への助成を継続したい。参考までに、PTA、愛護班、ガールスカウト等へは、別の予算事項で活動助成している。 なお、婦人会は、自ら活動資金を得る努力もしており、資金が不足する活動への補助的な委託料であり、評価表に正確に記載するよう検討したい。 (追加説明) 奉仕活動推進指導者研修は指導者の資質向上を図るために県連合婦人会が実施しているが、各地域で実際に行っている活動は県連合婦人会の構成員である郡市等の連合婦人会が行っている。ただし、支払等の事務処理や事業の計画については、県連合婦人会が行っており、役割分担して事業を推進し、婦人会活動の充実強化を図っている。	評価表には、県事業を委託できる団体として連合婦人会を選んでいる理由を明記し、委託契約書や仕様書に定める事業を連合婦人会が執行する部分と、単位婦人会が業務を分担する部分とが分かるよう、記載内容を検討すること。	御意見のとおり記載内容を見直す。		○	
46	教育委員会	生涯学習の推進	公民館活動活性化事業費	公民館活動活性化のための広報誌の活用について	公民館連合会が発行する機関誌の内容を確認したいとの問い合わせを受け、機関紙「伊予路」のコピーを提出する。(発行/460部・44ページ/年1回)	一般の住民が閲覧する機会がないので、HPに掲載するなど、活動を広報してほしい。 また、HPへの掲載により印刷費用を節約し、活動費に充当することも検討してほしい。	今年度からHP掲載することとしているが、HPを見られない人もいるので、紙媒体での発行も継続する予定である。	公民館連合会の機関誌「伊予路」の発行経費に対し、県の助成を継続する場合は、HPに掲載して一般県民の閲覧を可能にするほか、発行経費の節減を図ってほしい。	27年度の県公民館連合会の予算案では、機関紙発行費を削減し、公民館主事部会等の活動費を増額した。また、HPへの掲載は、現在準備中である。	了解	●	
47	教育委員会	生涯学習の推進	公民館活動活性化事業費	活動指標の妥当性検討	活動指標A「機関紙発行部数」を見直す。住民のニーズに適応した公民館活動を表す指標とすべきという意見を受け、活動指標Aを、「研修参加者数」に変更する。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
48	教育委員会	生涯学習の推進	公民館活動活性化事業費	成果指標記載方法の改善	住民一人当たりの公民館利用回数を示す指標が「分かりにくい」との意見を受け、成果指標D「公民館利用度」(1人あたり公民館利用回数)を小数点第2位まで表示する。	了解	—	—	— (第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等	
49	教育委員会	生涯学習の推進	図書購入整備事業費	評価表の加筆修正を行うこと	<p>図書購入整備事業費は、県民の要望に応えられるよう、乳幼児期から高齢期までのライフステージにおいて必要となる、生涯学習、調査研究、教養等の向上に資する資料を、各分野にわたり整備充実するために必要な経費で、県民全般を対象としている。</p> <p>指標としては、県民全般を対象としている事業のため、総合的な観点から、図書館の総蔵書数、図書館の総利用者数としている。</p> <p>なお、県民にとって役に立つ図書館として、仕事や健康、子育てなど生活上の課題解決や、えひめ資料室を中心とした調査研究、県内図書館の後方支援等に関する図書の充実も図っているところであるが、これは、図書館の運営上の方針であることから、図書購入整備事業費にかかる事業の必要性での記載は適切でないため、評価表は別添のとおり修正させていただきたい。</p>	了解	—	—	—	(第2回協議で委員が了解した対応方針。)	了解		○
50	教育委員会	生涯学習の推進	図書購入整備事業費	図書整備と図書館活用促進事業との関連性について	<p>県民の課題に対する支援を行う課題解決機能とは、図書館で県民の仕事や健康、子育てなどの生活上の課題を解決するお手伝いができるということであり、図書館の使い方を提案するものである。</p> <p>図書館では、課題解決支援コーナーを3階の一般図書室内に設置し、他の一般書と併せて提供しているため、コーナーのみの利用者数の把握は困難である。</p> <p>なお、コーナー以外に講座や相談会を開催しており、25年度は、ビジネス情報支援関係では、ビジネスなんでも無料相談会(5回)に10人、データベース使い方相談(随時開催)に51名、医療・健康情報支援関係では、図書館でがんを学ぼうの講座に58人の参加があった。代替の利用統計として、分野別貸出冊数(別添資料①)があり、貸出の多い社会科学、自然科学、技術の分野がニーズが大きい分野と考えている。</p> <p>県立図書館と市町立図書館の違いについては別添資料②、購入図書の選定方法のガイドラインについては、別添資料③のとおり。</p>	<p>近年、自治体においてもクラウドファンディング活用による資金募集が始まっている。ふるさと納税も浸透し、県民一人一人が資金を拠出するインフラが整ってきているので、県と市町の図書館が競合しないよう調整の仕組みを整えたうえで、図書購入や教育に対する県民の善意を生かす手法を検討してほしい。</p> <p>県立図書館業務のアウトソーシングや指定管理者制度の導入等については、施設の在り方を検討した当時(平成19年度)とは社会背景が異なるので、改めて他県の状況も踏まえて再検討を進めてはどうか。</p>	<p>19年度の公の施設の在り方委員会で検討された結果、政策的な意図(課題解決、子どもの読書活動の推進等)達成のため、当面は直営で続けることとされた。ただ、維持管理費は削減が求められるため、近隣の県有施設で群を抛出するインフラが整ってきているので、県と市町の図書館が競合しないよう調整の仕組みを整えたうえで、内容に維持管理部分のみの委託となっており、専門性が求められる運営管理まで委託している事例はない。また、開架図書貸出が中心の市町立図書館と異なり、県立図書館は専門的な資料や閉架資料の利用が多く、レファレンスと一体での管理・貸出が求められるため、業務の切り離しが難しい。しかしながら、運営面における民間のノウハウの活用については、常に情報収集していく。</p>	<p>例えばクラウドファンディングの活用など、県民一人一人が資金を拠出するインフラが整ってきているので、県と市町の図書館が競合しないよう調整の仕組みを整えたうえで、図書購入や教育に対する県民の善意を生かす手法を検討すること。</p> <p>また、管理運営経費の削減や県民サービス向上のため、図書館業務のアウトソーシングについても改めて検討すること。</p>	<p>クラウドファンディングの活用は、次期「行政改革大綱」において県全体の取組事項として検討される予定。また、図書館業務のアウトソーシングについて再度検討したところ、県立図書館の貸出業務は、資料の専門性からレファレンスと一体での管理・貸出が求められ、業務の切り離しが難しいほか、課題解決支援、子どもの読書活動推進などの業務は司書の技能・知識や政策的な判断が必要なため、アウトソーシングできない業務と考える。この他、寄贈圖書の受付、新着図書や返却本の配架、蔵書点検などの業務は、職員多忙につき現在もボランティアにより一部の業務を実施するなど管理運営の効率化と経費の削減に努めている。このため、これらの業務をアウトソーシングすることは、ボランティアの活用を中止し、かつ管理運営経費の増加に繋がることから難しいと考えているが、民間活力の導入については、今後とも研究課題としたい。</p>	了解	●		

平成26年度 外部評価委員会の結果について(対応表)

意見No.	部局	予算施策	事項名	第1回委員会における要検討項目	各部局の対応方針	委員指摘(第2回)	各部局の回答(第2回)	中間とりまとめ意見	部局の再検討結果(予算への影響額)	部局の再検討結果に対する委員意見	事業内容	指標等
51	教育委員会	生涯学習の推進	巡回展「森の博物館」開催事業費	事業経費の内訳と事業効果の関連性について	巡回展「森の博物館」については平成23年度は、生涯学習センター、総合科学博物館及び歴史文化博物館で開催したが、24年度以降は、対象を広げる目的で、南予地方局、東予地方局及び県庁ロビーで実施したため、開催場所及び展示期間の変更で巡回展入館者数が減少した。 経費内訳については資料を追加する。	巡回展は、実施場所の変更後、参加者数が大きく減少しており、森林機能や森林との共生を周知する手段としては非効率ではないか。 また、全体事業費に対する輸送費の占める割合が大きく、事業効率の観点から見直しが必要ではないか。 例えば、同様の内容を実施する民間団体への補助や企画提案によるアウトソーシングなども有効である。	平成26年度以降は、巡回展会場を見直して事業の継続を考えている。博物館で収蔵している貴重な資料を活用する観点から巡回展を実施しており、適切な資料保全のため一定の輸送コストが必要となる。	巡回展は、参加者数が減少しているとともに、全体事業費に対する輸送費の占める割合が大きいため、実施方法や実施場所の見直しなど、より効率的に森林機能や森林との共生を周知できる内容に見直すこと。	開催場所を総合科学博物館や市町・私立博物館等に変更し、参加者の増加を図るとともに輸送費を削減する。 (△614千円) また、新たに植物レプリカを作成して森の博物館での展示や学校への出前授業や出張講座などで活用することにより森林に生育する植物の重要性を紹介し、人と森林の共生について、より多くの県民の理解を深める内容とする。	了解	●	
52	教育委員会	生涯学習の推進	巡回展「森の博物館」開催事業費	県博物館が実施する自然観察会の効果と県民への情報提供の効率化について	現在、民間の状況は十分承知していないが、生涯学習センター生涯学習情報システムにおいて、講座情報を主催者が登録し、データベース化したものをインターネットで公開している。総合科学博物館も、このシステムなどを活用して情報を入手し、観察会開催箇所の選定や内容の充実を図りたい。	NPO法人や民間を含め、県内で実施される自然観察会の状況について、市町とも連携を取って情報発信できるように工夫してほしい。	—	今後は、総合科学博物館ならではの高度で先進的な自然観察会の開催により、県内各地で開催される自然観察会全体のレベルアップを図るほか、NPO法人や民間を含め、県内で実施される自然観察会の状況について、市町とも連携を図って情報発信できるよう事業内容を見直すこと。	本事業による自然観察会の開催をとりやめ、別途実施している博物館講座で学芸員による自然観察会を継続する。(△490千円) なお、自然観察会情報の発信については、生涯学習情報システムを活用し、インターネットで公開しており、一層のシステム利用促進に努める。	了解	●	